

パパ育休から始める埼玉職場改革大賞 募集要項

1. 趣旨

「パパ育休から始める埼玉職場改革大賞（旧・埼玉PX大賞）」は、男性の育児休業取得を契機とした職場改革に取り組む県内企業を表彰し、当該企業の意欲を向上させるとともに、他の県内企業の取組を促進することを目的としています。

2. 主催

埼玉県

3. 表彰の贈呈

(1) 表彰の種類は、次のとおりです。

ア 大賞 1件

男性の育休取得促進や従業員が働きやすい職場環境づくりについて、他の事業主の模範となる優れた取組を行っており、その成果を挙げているもの

イ 奨励賞 若干数

男性の育休取得促進や従業員が働きやすい職場環境づくりについて、他の事業主の模範となる取組を行っており、その成果を挙げているもの

(2) 受賞者には賞状及び副賞を贈呈します。

4. 応募要件

(1) 男性育休推進宣言企業に登録していること（応募に合わせて新たに登録を行う企業も含む）。

(2) 埼玉県内に事業所を置く中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業であり、多様な働き方実践企業の認定を受けている企業（基準日時点で認定取得見込みの企業を含む。なお、基準日*は別途県が定める。）であること。

(3) 以下のいずれかを満たす、男性従業員が育児休業等を取得している実績がある企業であること。

ア 男性従業員で育児休業（出生時育児休業を含む）の連続5日以上取得者がいる

イ 男性従業員で育児を理由とした休暇（年次有給休暇を除く）の連続5日以上取得者がいる

(4) 他企業への波及効果について

ア 他の事業主が取り組む上での参考となり、波及効果が期待できる取組を行っていること

(5) 法令遵守について

ア 育児介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する義務規定違反がないこと

イ その他労働関係法令に関する重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと

*令和8年10月1日(木)時点で多様な働き方実践企業の認定取得見込みの企業が対象。
新規に多様な働き方実践企業の申請を行う場合は、別途御相談ください。

5. 応募方法

(1) 応募締切日 令和8年8月31日(月)

(2) 提出方法 電子メールからの応募

<応募手順>

① 埼玉版働き方改革ポータルサイトにアクセスする。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/dannseiikukyu/award.html>

② 応募書及び調査票(Excel)をダウンロードし、必要事項を記載する。

③ ②で作成した資料を電子メールに添付して送付する。

件名は「パパ育休から始める埼玉職場改革大賞応募」としてください。

【送付先】

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

E-mail a3960-03@pref.saitama.lg.jp

6. 審査方法

審査委員会による書類審査を実施します。

7. 主な審査基準

(1) 男性の育休取得促進に関する取組が、実際に男性従業員の育休取得に繋がっているか。

(2) 育児休業取得(希望)者だけでなく、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、職場全体でワークライフバランスを推進する取組を行っているか。

(3) 育児休業の取得に留まらず、復帰後のサポート体制など育児と仕事を両立する仕組みづくりができていないか。

8. 表彰式

表彰式は、令和8年11月下旬にさいたま市内で行う予定です。

※受賞者には別途詳細を御連絡します。

9. 広報活動等

(1) 応募書類に記載された情報は、表彰の選考及び表彰後の広報活動に使用します。

(2) 表彰式の様子を撮影し、「埼玉版働き方改革ポータルサイト」等にて掲載・PRを行う予定です。受賞企業においても企業PRにお使いいただけます。

※受賞内容について掲載に必要な写真・動画の撮影等に御協力をお願いします。

10. スケジュール

募集期間…令和8年5月18日（月）～8月31日（月）

審査期間…令和8年10月

受賞者決定…令和8年10月

11. 応募・問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

TEL 048-830-3963

E-mail a3960-03@pref.saitama.lg.jp

12. 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募書類に基づき、取組内容の詳細についてヒアリングを実施します。ヒアリングの日程等詳細については、後日県から直接御連絡させていただきます。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された内容は公開を前提に作成されたものとして取扱います。
- (4) 応募資格、募集対象等に違反する事項があった場合及び書類記載内容に虚偽があった場合、失格あるいは受賞を取り消すことがあります。
- (5) 書類に不備がある場合には、再提出を求めることがあります。その際、提出期限までに書類が提出されない場合には、提出を取り下げたものとして見なすことがありますので、御注意ください。
- (6) 応募書類などに記載された個人情報については、本表彰の実施及び埼玉県が行う各種事業のご案内やアンケート調査依頼用途以外には使用いたしません。
- (7) 本表彰参加に関する経費は応募者の負担となります。
- (8) 災害発生等の理由により、スケジュール等が変更になる場合があります。

附 則

この要項は、令和8年5月18日から施行する。